

計画相談支援の流れ

サービスの利用を市区町村に
申請・相談

来所または訪問により契約・面談

支給決定

サービス等利用計画書の作成

サービス利用開始

モニタリング
(利用状況や本人の希望の確認)

必要に応じた
サービス内容の調整・変更

交通のご案内



石神井公園駅（西口）より徒歩2分



まずは電話で相談を

03-5923-9121

こころのクリニック石神井に繋がりますので、
「相談支援室を利用したい」とお伝えください。

相談の費用は無料です。

障害者総合支援法の計画相談を利用する場合、
公的な申請手続きが必要になります。



石神井生活相談支援室



翠会ヘルスケアグループ

医療法人社団 翠会
指定特定相談支援事業
事業所番号:1332003639

〒177-0041 東京都練馬区石神井町4-3-16
TEL 03-5923-9121

営業日:月・木・金

営業時間:9:00~17:00

障害者計画談相支援の利用



福祉サービス利用支援（初回利用）

- ♥ 利用者の生活上の困りごとやニーズを伺い、福祉サービス等の情報提供を行い、安心して地域での生活ができるようお手伝いします。
- ♥ サービス提供機関との連絡調整、施設見学、利用申込等を利用者と共にを行います。
- ♥ ご希望を反映したサービス等利用計画案を利用者と共に作成し、区や市に提出します。

継続サービス利用支援（継続利用）

- ♥ サービス支給決定後は、日常の生活上の相談に応じると共に、定期的にモニタリングを行い、サービス利用状況や利用者の希望を伺い、サービス等利用計画を再作成します。必要に応じ、サービス利用の調整・変更を行います。
- ♥ 必要に応じて支援者を集めて話し合いの場を作ります。

どんな相談ができますか？

✦ 例えば… ✦ 

日中の活動の相談



- ☆ 引きこもりがちで一人であることが多い。人と交わり、日中活動をしたいが、なかなか踏み切れない。

働くこと（就労）の相談

- ☆ いずれは仕事がしたいが、自信が持てないし、どうしたらいいかわからない。



家事や食生活の相談

- ☆ 掃除が苦手で、部屋が散らかっている。
- ☆ コンビニ弁当ばかりなので、食生活を改善したい。

一人暮らし（住まい）の相談



- ☆ 自立したいけど、踏み出せない。お金も心配だ。



担当スタッフ

富沢一洋

管理者・相談支援専門員（精神保健福祉士）

岩崎佑紀

相談支援専門員（精神保健福祉士）

自己決定の優先

支援にあたっては、利用者の方の選択・自己決定を優先してサポートします。

秘密の厳守

利用にあたっては、秘密を厳守し個人情報の保護に努めております。

